

「親が子供にお金を貸す相続税対策」

1. 親が子供にお金を貸して運用する

相続税対策として、①被相続人が相続人にお金を貸す、②相続人は借りたお金を株式や投資信託などで運用、③貸付金という相続財産はこの相続人が相続（債権者と債務者が同じ人になるので返済不要）、④被相続人もお金を運用、⑤相続人も被相続人もお金を増やせば相続税の納税が楽になる、という流れを組めば、「事業承継税制を使わずとも納税でき、株式を承継できる。」「地主さんは先祖代々の土地の土地を売らずに済む。」ということが実現できます。

しかし、日本人は欧米に比べて元本が減る可能性がある投資に抵抗がある方も多く、金融資産の大半が預貯金であることも多く、この方法を採用できない方もいるでしょう。それでは、元本が減らない投資による方法はいかがでしょうか？

2. 生命保険を使った対策

たとえば、①被相続人が相続人にお金（1億円）を貸す、②そのお金で生命保険（終身保険）に加入（契約者・保険料負担者：相続人、被保険者：被相続人になる人（50歳、男性）、保険金受取人：相続人）、③保険料：10年間の払い込み（約9,500万円）とします。

この終身保険は「死亡保険金1億円は最低でも保証」、「保険会社の運用によって、増えることもある」というものです。

平均寿命の毎年の伸びも考慮し、この方が85歳で亡くなったとしましょう。そして、死亡保険金は約3億円と仮定します。ただし、保険料を支払ったのは子供なので、死亡保険金に対する税金は所得税・住民税です（一時所得）。そうすると、相続税も考えた資金は次のとおりとなります。被相続人が超富裕層で、相続税の税率が50%とします。

○相続人に対する貸付金1億円にかかる相続税：5,000万円（この相続人が貸付金を相続し、返済なし）

○死亡保険金に対する所得税・住民税（概算）
・課税所得：{3億円-1億円（保険料）}×1/2=1億円

・所得税と住民税：1億円×55%=5,500万円
○相続人が貸付金以外の相続財産の納税に充てることができるお金は「3億円-（5,000万円+5,500万円）=1億9,500万円」

3. 対策せず、そのまま相続していたら？

もし、被相続人がお金を相続人に貸さず、そのまま相続させていたら、預貯金1億円に対して相続税が5,000万円となり、貸付金以外の相続財産の納税に充てることができるお金は5,000万円となります。

今回の方法は①「保険料<保険金」となることに着目したスキーム、②死亡保険金が一時所得になることがポイント、ということです。

4. 保険料贈与のプランを使わずとも

相続人が保険料を支払う場合、「被相続人から相続人に対する贈与」が前提になっていることも多い訳です。しかし、そうすると、「議論されている税制改正の贈与税と相続税の一体課税はどうなるのか？」ということで、足が止まってしまうこともあるのです。

そうであれば、上記のような親から子供への貸付金を利用したスキームであれば、贈与ではないので税制改正の影響は関係ないのです。ぜひ、みなさんの親御さん、または、ご自身の相続税対策として考えてみてください。

これを有効に活用すれば、①事業承継税制を使わずとも納税でき、中小企業（優良企業）株式の承継ができる、②地主さんは先祖代々の土地の土地を売らずに済む、ということが実現できるので

2022年11月 ～お仕事備忘録～

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くありますので、年末調整の申告書回収を進める前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。年末調整を電子化している企業も増えてきています。電子化することによる業務効率化のメリットは大きいので、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。

年末賞与の支払準備

年末賞与を支給する事業所では、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょ。

所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった5年で売上が7倍<7億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えます！
◎何でも質問OKです！

日程 2022年11月10日(木)

時間 10時～17時（受付9時45分～）
会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円（税抜）【定員5社様】

*おひとり様追加毎に+5,000円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL: 097-529-5757 高山
申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*10月4日(火) 10月誕生会

10月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



BlogとFacebookで事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757（総務通信担当者宛） メール：soumu@ideasoken.jp